

○ 糖尿病の急性合併症治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を糖尿病の急性合併症治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉

- ① 関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していること。
- ② 低血糖及び高血糖に伴う昏睡等急性合併症の治療が 24 時間実施可能であること。
- ③ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること。
- ④ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。